- 定稿版で、一般への公開用ではありません。されるまでの間、審議の参考に供するための未◇この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行
- 発言のまま掲載しています。
  言、理事会で協議することとされた発言等は、原
  ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発
- 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と<

## 後四時一分開議

**〇髙鳥委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**〇白石委員** 希望の党の白石洋一です。引き続き

で、大臣、お願いします。

さい、大臣、お願いします。

さい、これは恐縮ですけれども、大事な数字なのですね。今、介護の自己負担の上限制度というのですね。今、介護の自己負担の上限制度というのですね。今、介護の個人負担の限度設定についてなんまず、介護の個人負担の限度設定についております。

おります。 限額は、全国一律で月額四万四千四百円となって いては、市町村民税が課されている世帯の負担上 い藤国務大臣 高額介護サービス費の上限につ

〇白石委員 この四万四千四百円というのが非常

私のこの問題提起というのは、これが本当に正

起なんです。 もっとつけるべきじゃないかということが問題提もっとつけるべきじゃないかということが問題提しいのか、あるいは応能負担の色合いを累進的に

では、 です。 例えば、健康保険制度というのは自己負担についることなんです。 です。 です。 です。 でも、介護の自己負担も昨年の八月からこれにかます。 という事情があると思いますけます。 というという事情があると思いますけます。 というというのは自己負担についることなんです。

今、現場でどういうことが起こっているかというと、低収入、あるいは、介護を受けるわけですが払えなくて、一割ですけれども、一割の自己負担金が払えなくて、一割ですけれども、一割の自己負担金がある一方で、高収入、高年金の方は、ここではがある一方で、高収入、高年金の方は、ここではがある一方で、高収入、高年金の方は、ここではであると介護サービスをどんどん使って、フルに使った。そのことによって、介護サービスというのはです。そのことによって、介護サービスというのはです。

ね。介護保険料が上がって、そして、先ほど申しとによって、介護保険料が上がっているわけです負担のところが介護財政に入ってこない。そのこ四万四千四百円で抑えられているがゆえに、自己四方四千四百円で抑えられているがゆえに、自己が、自己負担金一割であっても、あるいは二割、が、自己負担金一割であって、所得の高い人もう一つは、そのことによって、所得の高い人

**険料を支払わさせている。** 上げた低年金、低収入の方々に、より高い介護

ういう状況になっていると思うんです。られない、経済的理由によって受けられない、こ介護サービスは受けられない、自制によって受けわない高い介護保険料を支払わされているのに、つまり、低収入の方にとっていえば、自分が使

○濵谷政府参考人 お答えいたします。○濵谷政府参考人 お答えいたします。うに決まったのか、政府の方、お願いします。この所得段階、そして所得段階別上限額はどのよども、これは墨本的に全国同様だと思うんですね。これは基本的に全国同様だと思うんですけれるも、これは基本的に全国同様だと思うんですけれるも、このお手元にある資料にありままず、そもことを踏まえて質問するんですけれども、

ます。 ます、高額介護サービス費の自己負担の上限額 まず、高額介護サービス費の自己負担の上限額 まず、高額介護サービス費の自己負担の上限額 まず、高額介護サービス費の自己負担の上限額 まず、高額介護サービス費の自己負担の上限額

この所得段階、あるいは所得段階別の上限額のの所得段階、あるいは所得区分一のののでございますける高額療養費の所得区分、あるいは負担上限額具体的には、先生御指摘のとおり、医療保険にお慮して定めるという考え方になっておりまして、慮して定めるといますけれども、家計への影響を考え方でございますけれども、家計への影響を考えの所得段階、あるいは所得段階別の上限額のこの所得段階、あるいは所得段階別の上限額の

一設定しているということなんですけれども、 その根拠のところが、 参考に しな が

が高いということになっているんですね。 いうのは非常に割合が低いのに対して、 が高い人にとっては介護サービスにかかるお金と は逆進性が強いものになっている。つまり、 い、低収入の人についてはより負担が重い、 つまり、これによって相当に介護制度に 所得の 0 割合 所得 いて 低

まで五段階分けられていて、上の方は相応に負担上、本人課税となると、第六段階から第十一段階 のマトリックスなんですけれども、これでいうと、はお手元の資料の②の介護保険料の六十五歳以上 あ 税世帯から下のところは、最初、〇・四五倍とい も少ないということなんですね。一方、本人非課 している、ちゃんと払ってもらっている、滞納者 をお願いしている、一・八五倍まで負担をお願い 第五段階がちょうど境目になっていて、そこから いて全て一律ということになっていることなんで ^。例えば、自己負担じゃなくて、介護保険料で れば、相当細かく設定しているんですね。それ 特に問題視するのは、課税世帯以上の方々につ それ相応に、応能負担的にしてい

は非常に大ざっぱなのかということ、 ところが、どうして自己負担の 参考にしながらというところを教えて 上限額に そこをもう こついて

〇濵谷政府参考人 まざまな経緯を経てこうなっているわけでござい 、体的な設定について は、 さ

> 料を納めていただいていますので、ある意味、平て設定する、一方で、給付につきましては、保険保険料につきましては、基本的な負担能力に応じ もとございました。 等に給付するというような基本的な考え方がもと れども、 基本的な考え方といたしましては

いう経緯がございます。 しては四万四千四百円といった区分を設定したと くということで、現役並み所得者の方々につきま ましても、所得が多い方につきましては一定程度その中で、経緯といたしましては、そうはいい 負担を高額介護サービスについてもしていただ

 $\mathcal{O}$ 

正をしたところでございます。四百円といった負担を御負担いただくといった改ということで、一般の方につきましても四万四千いては、ある意味、一定の負担を御負担いただく そういう意味では、一定の負担能力のある方につまた、その中で、今回の改正につきましては、

ということにつきまして、これまでいろんな考えうことにつきましてどういった組合せをするのか付の平等ということと負担能力に応じた負担とい ございます。 方のもとに設定してまいったというようなことで そういう意味では、ある意味、 給付段階で、 給

ると。でも、現役並み所得がみの所得のある方についてな額は、ことしの八月から、R 額は、ことしの八月から、現役並み世帯、現役並ですけれども、先ほどおっしゃった自己負担の金〇白石委員 ちょっとまだ腑には落ちていないん の所得のある方については三割負担をお願いす でも、現役並み所得がある人についても、 万四千四百円の上限がかかっていたら、 ち

> ○濵谷政府参考人 お答えいたします。 はないということになるんじゃないでしょうか。 百円、前年どおりということになって、 弊がありますけ でども、 実際は四万四千 せっかく三割 財源効果 兀

かかりますので、こ 実でございます。 よりまして一定の財政効果はあるということも事 しゃるとおりでございますけれども、三割負担に とおり、財政効果が縮小するという意味ではおっ 財政効果があるわけでございますので、 方々につきましては、三割負担で、上限、いわば ります。一方で、 そういう意味では、高い給付を受けている方 そこまで、 財政効果はないということにな おっしゃるとおり、上限に引っ 給付が少ない場合、 御指摘  $\mathcal{O}$ 

については、四万四千四百円じゃなくて、五万円 も、所得の高い方々については応能負担を求めて、 〇白石委員 それで、大臣、提案なんですけれど けることができる。 て、介護保険料だって一・八五倍までお願いして なり十万円なり十五万円なり、もっと階層を分け に持ってくることができるんです。所得の高い人 に低い上限額を設定することができる。その財 税世帯からまた更に所得の低い方については、 限度額を設けることができる。そして、その非課 その原資でもって、今の市民税課税世帯でも低い いるわけです。そのようにしてそれを財源にして、 般世帯四万四千四百円を引き下げる。そして、 よりも更に下の方については低い上限額を設 そのような検討をされてはと 御所見をお願いします。 更 源

もう少し上の区分があるじゃないか、こういう御 費について、特に医療と比べて、医療はかなり、 〇加藤国務大臣 高 額介護サー ・ビス

れども、 要があるんだろうと思います。 するのか等、やはりそうしたところを見ていく必 八月から三割負担になっていくわけでありますけ ますが、これを更に引き上げていくということに 実際、そうした高所得者の方がどのぐらい負担を ついて、逆に、今先ほどおっしゃった、ことしの いうことをやらせていただいているところであり これまでも何度か、この負担 そのときに、上限額はともかくとして、 **|額を引き上げると** 

どうかということ等々、総合的な判断をさせてい あるいはどうなのか、それによっての対応という 割負担したものが増収につながっていないのか、そこがかなり、この今の上限があるために、三 ただく必要があるんじゃないかなと思います。 効果がないときにまた上げてという手続をするか のも出てくるんだろうと思いますので、 否定するつもりもありませんけれども、 別に私ど 余り

ことによって標準的な、先ほど一番最初に答えて はちゃんと設けて高い上限額にしてもらう。 〇白石委員 大臣、上限額を上げることを私は言 きるんじゃないかというのが私の提案です。 っていないんです。倍率を所得の高い人について いただいた四万四千四百円を引き下げることがで その

四万四千四百円の層の、上のところを切り上げる、 そこだけをまた上げる、 済みません。 そういう御提案だという 私の意味も、

> ろうと思います。 ついては、しっかり見きわめていく必要があるだに実際どのぐらい財政効果があるのかなどなどに に、そこは一つの検討材料ではあると思います。 ふうに受け取っていますので、 ただ、今申し上げたように、そこを上げたとき 今申し上げたよう

るわけです。 料では、この右のマトリックスのようにやって 〇白石委員 ぜひ検討をお願いします。 介護保 険

次のテーマに移ります。年金です。 次のテーマに移ります。年金です。 年金です。 からもう期待しない。 この二つに一つ、どちらかれということですね。 あるいは、全然諦めているもあれ、とにかく年金だけしっかりまずやってくもあれ、とにかく年金だけしっかりまずやはり一番関私、ずっと歩いていて、年配の方がやはり一番関私、ずっと歩いていて、年配の方がやはり一番関からもう期待しない。 この二つに一つ、どちらかからもう期待しない。 この二つに一つ、どちらかからもう期待しない。 この二つに一つ、どちらかからもう期待しない。 この二つに一つ、どちらかからもう期待しない。 年金です。 年金です。 です、若い方は。

数字で、 かな、声が形になっていないからかな、その声を、ないかなというふうに感じるわけです。どうして りベースのデータはあるわけです。今ちょっとデ きて、政府の検討、本格的にされていないんじゃ ないという声が大きい割には、私、国会に戻って これだけ年金について、もうこれでは生活でき タで問題になっていますけれども、年金があっ で、まず一問目なんですけれども、年金の手取 そこから介護保険料、そして七十五歳以上の 後期高齢者医療保険料を引いて、 統計で示す必要があるんじゃないかと。

> でしょうか。 査となると思うんですけれども、 比べてどうなっているのか、リアルな生活実態調 もらっていない人がこれだけいるんだ、過去から 計として使えるんじゃないか。これだけしか毎月 グじゃない、紙のベースじゃない、デジタルでデ はやっているわけです。データがあるわけです。 泉徴収をしてお支払いする、これを日本年金機構 ―タとしてあるわけです。これをリアルな実態統 けさもやっていましたけれども、 もうこれはデジタルであるわけですね。アナロ この点、い かがが

すけれども、 データを持っておりますが、ただ、もともと、そ あります。 いうシステムにはまずなっていないということで ませんから、システムとしては、データはありま れ自体を統計データとして使うという発想があり に問題があったわけでありますけれども、 々の受給者における支払い額、今回ちょっとそこ ことでありまして、日本年金機構においては、 された後の手取りが年金として支払われるという いるところでございます。そして、その特別徴収 医療制度の保険料、個人住民税が特別徴収されて らは、介護保険料、 〇加藤国務大臣 それをつくり出してきて集計すると 、国民健康保険料、後期高齢者 今委員御指摘のように、年金か 個々に 個

在において特別徴収の対象年の支払い額が年額十 五歳以上であること、 知のように、当該年の四月一日現在において六十 また、 「万円以上であるということで、 他方で、 別徴収者の対象は、 また、当該年の四月一日現 その中には、 もう御 承

に思います。のが取り出せるのかという課題があるというふうのが取り出せるのかという課題があるというふうので、そこから一種の統計データとして有意なもいために、されていない方も混在をしております別徴収されている人と、今言った条件に当たらな別徴収されている人と、今言った条件に当たらな

に思います。 また、他方で、委員の御指摘、多分、そういった実質で物を考えていくべきじゃないかというとた実質で物を考えていくべきじゃないかというとた実質で物を考えていくべきじゃないかというとた実質で物を考えていくべきじゃないかというとにつなげていくことが大事なんだろうと思います。につなげていくことが大事なんだろうというとに思います。

これは四千万件あるわけですよね。 ないといけない部分があるのは当然です。でも、 ズがある、差し引いて考えないと、それを解釈し スをしいと、それを解釈し

ある年金データの方がずっとリアルな実態をあら から書けない。そこに、困窮している高齢ついても言えると思うんです。よく字が読 っていた、生活に困窮している人は書きもできなのは、五万件程度からやる。岡本議員がおっしゃ わすんじゃないかなというふうに思うわけですね 私は疑問だと思います。それも、むしろ四 態がちゃんと反映できているかどうかというと、 は、五万件程度からやる。岡本議員がおっしゃ 先ほど本会議で言っていた消費実態調査 んじゃないかと。 同様のことがやはり高 1千万件 諸者の実 めない 闘齢者に と いう

までは、 もちろん、家計調査、そして消費実態調査、そ もちろん、家計調査、そして消費実態調査、そ することが一番だと思うんですね。 まいにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータ、これを分析 ないにせよ、フローのデータ、これを分析 ないにせよ、フローのデータとしては、年金の手 ないにせよ、フローのデータ、これを分析 ないにせよ、フローのデータ、フローのものです、ですか することが一番だと思うんですね。

もう一度、大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げたかったことは、 でたところでございます。○加藤国務大臣 先ほど申し上げたかったことは、 集計できないデータ、システムにするということ に対してそれなりに費用がかかるわけであります。 に対してそれなりに費用がかかるわけであります。 に対してそれなりに費用がかかるわけであります。

ます。 ということであれば、それも一つの手だとは思い **〇白石委員** 目的は、年金で最低限の生活をして です。ですから、データ、エビデンスなしにやる ほしい、そのために制度を見直すということなん げたところでございます。 ということであれば、それも一つの手だとは思い ということであれば、それも一つの手だとは思い がたところでございます。

ん、ほかにも何かあるかもしれない、ベーシックいくのかというのは、総合合算方式かもしれませころがあるんです。それをどういうふうに救ってころがあるんです。それをどういうふうに救って強の額面は下がっていないかもしれない、でも介金りベース。年金が下がっているというのは、年取りベース。年金生活者は、一番気にしているのは手でも、年金生活者は、一番気にしているのは手

います。 論になると思います。次の段階の議論になると思論になると思います。その政策は、また別の議

次の質問に移ります

す。

今、ねんきん定期便やねんきんネットがあって、今、ねんきん定期便やねんきんネットがあって、

年金少ない、それがどんどん減ってくる、 いは大き目の家を建ててしまって、でも、 せずに、あるいは貯金をどんどん取り崩し、 はもっと年金もらえると思って、貯金もそれほど が狂うわけです。ずっと地元を歩いていると、 ていたのが、実際マクロ経済スライドが発動され らって、自分がこれだけもらうというふうに思っ 的いい前提を置いてそういう状況になっている。 それも今の経済見通しにおいてですよ、今の比: 所得比例の部分についても一割弱は減るだろう、 三割減価する、そして、二階建ての厚生年金部 ですね。このマクロ経済スライドは非常に大きな 経済スライドは加味されていないということなん も答弁してもらいましたけれども、そこにマクロ インパクトを持ちます。基礎年金部分については でも、 L かし、厚生労働委員 大きく見通しが狂うわけですね。人生設計 ねんきんネットなりねんきん定期便でも でも売れない、こういう方 会、 最初のときの 意外と **刀がふえ** 議 ある 分、

給付の見通しを示すべきだと思うんですけ いかがでしょうか。 んきん定期便で、マクロ経済スライドを加 と現実を見てもらう。このねんきんネット そういう悲惨な方をふやさないために 味した -なりね いれども、 0

〇高橋政府参考人 お答え申し上 一げます。

自

金額に反映させるわけでございます。 ラスの場合に限り、その伸びの抑制を図る形で年 いった人口構造の変化、これに、賃金、 現在のマクロ経済スライドの仕組みですけれど 平均余命の伸長ですとか被保険者数の減少と 物価がプ

と考えてございまして、現在、マクロ というのは、これは非常に、一義的に大変難しい しい。経済の前提はいろいろ変わりますから、ど将来の年金額試算をお示しするというのは大変難 は、 ただいております。 しない現在額としての年金額でお ドは反映しない、したがって物価  $\mathcal{O}$ 義的な仮定を設定して、それによって個々人の ねんきんネットやねんきん定期便におきまして 前提で計算式をねんきん定期便に反映させるか こういう経済の実態に応じて変動する条件に 示しをさせて の変動等も反映 経済スライ

ざまな経済前提を用いた財政検証でお示しをいた ライドが適用されていく中でどのような年金制度 やすく周知していくことが大切であると思ってお 姿になっていくか、これにつきましては、 いずれにいたしましても、 将来見通しなどを国民の皆様にわかり 将 来、 マクロ さま

在の年金制 保険料の納付や免除の手続

> ともわかりやす ております。 まして周 知も必要と考えておりまして、 い周知に努めてまいりたいと思

〇白石委員 最後になります。

うんですね。そのことを提案しまして、 クして、 うのは別として、三割減の金額、 ね。ということであれば、現在の貨幣価値で、マ現在の貨幣価値で出るようになっているわけです を終わります。 クロ経済スライドとはこうですよというの 思うんです。その前提条件であるとか、 建ての部分については、七年ぐらいマクロ クロ経済スライドが発動される条件かどうかとい 動されたその姿を現在貨幣価値で示すべきだと 分で打ってみることができるんです。 ねんきんネットは、 別途詳しく見れるようにすればい ありがとうございました。 前提条件を あるいは、二階 いろいろ変えて、 実際のマ それも、 いはリン 1経済が いと思

発